

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社野村屋に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社野村屋に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2025 年 6 月 30 日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社野村屋に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社野村屋（「野村屋」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、野村屋の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、野村屋がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

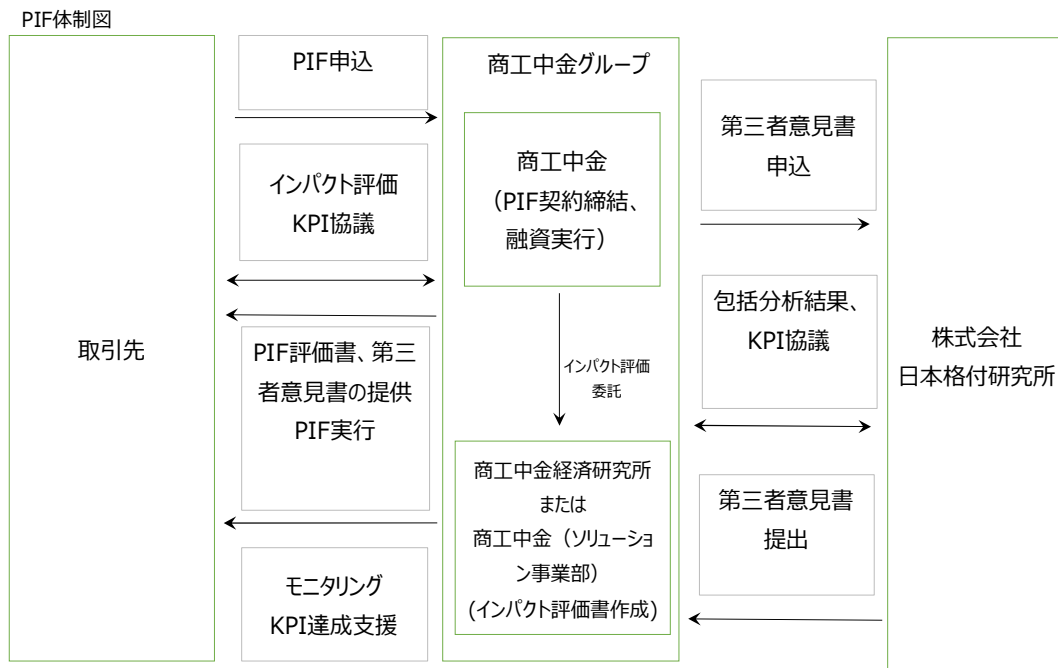
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分

析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である野村屋から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

國府田 育伸

國府田 育伸

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的・機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づき開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025 年 6 月 30 日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社野村屋（以下、野村屋）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、野村屋の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業(※)に対するファイナンスに適用しています。

(※) 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 経営理念、ミッション等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社野村屋
借入金額	200,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	コミットメントライン：期間 1 年（更新オプション 4 回）
モニタリング実施時期	毎年 12 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	東京都江東区平野 3 - 5 - 9
創業	1936 年 4 月
資本金	40,000,000 円
従業員数	<2025 年 2 月現在> 10 名（うち正社員 6 名、パート 4 名）
事業内容	酒類卸売：75% 酒類小売：25%
主要販売先	酒類卸売：酒屋、飲食店、居酒屋等 酒類小売：ネット販売(アマゾン・楽天)
酒類販売業免許	江西間(証明) 第 358 号

【業務内容】

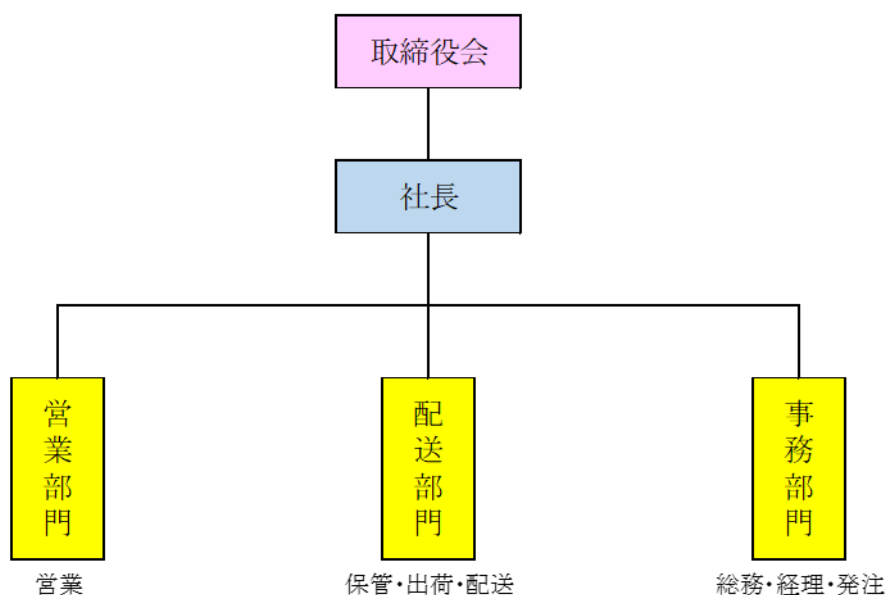
野村屋は 1936 年創業の酒類卸売および酒類小売を行う業者で、全酒類販売業の免許を得て事業を行っている。

卸部門は、酒屋を中心に飲食店・居酒屋等へ販売している。販売地域は東京 23 区内から千葉県西部が中心エリアとなっており、主に個人や零細業者に販売しているのが特徴である。小売部門は、店舗を持たずにネット販売を行っている。コロナ禍の 2020 年 5 月にアマゾンでのネット販売を開始、2024 年 12 月には楽天でのネット販売も開始し、ネット販売での売上比率が上昇している。

仕入は、メーカー・酒類卸会社・輸入業者の 3 業態から行っている。ビール・日本酒は国内大手メーカー主体、ウイスキーは海外メーカー系の輸入業者主体等、品目に応じて仕入ルートを使い分けている。2024 年度(国の会計年度)における品目別販売比率は、ビール・ウイスキー・焼酎の 3 品目で全体の 80%を占めている。シーバスリーガルを取り扱うペルノ・リカル社との取引歴が長く、ウイスキーの販売比率がビールに次いで 2 番目となっている。(品目別販売比率は P.14 参照)

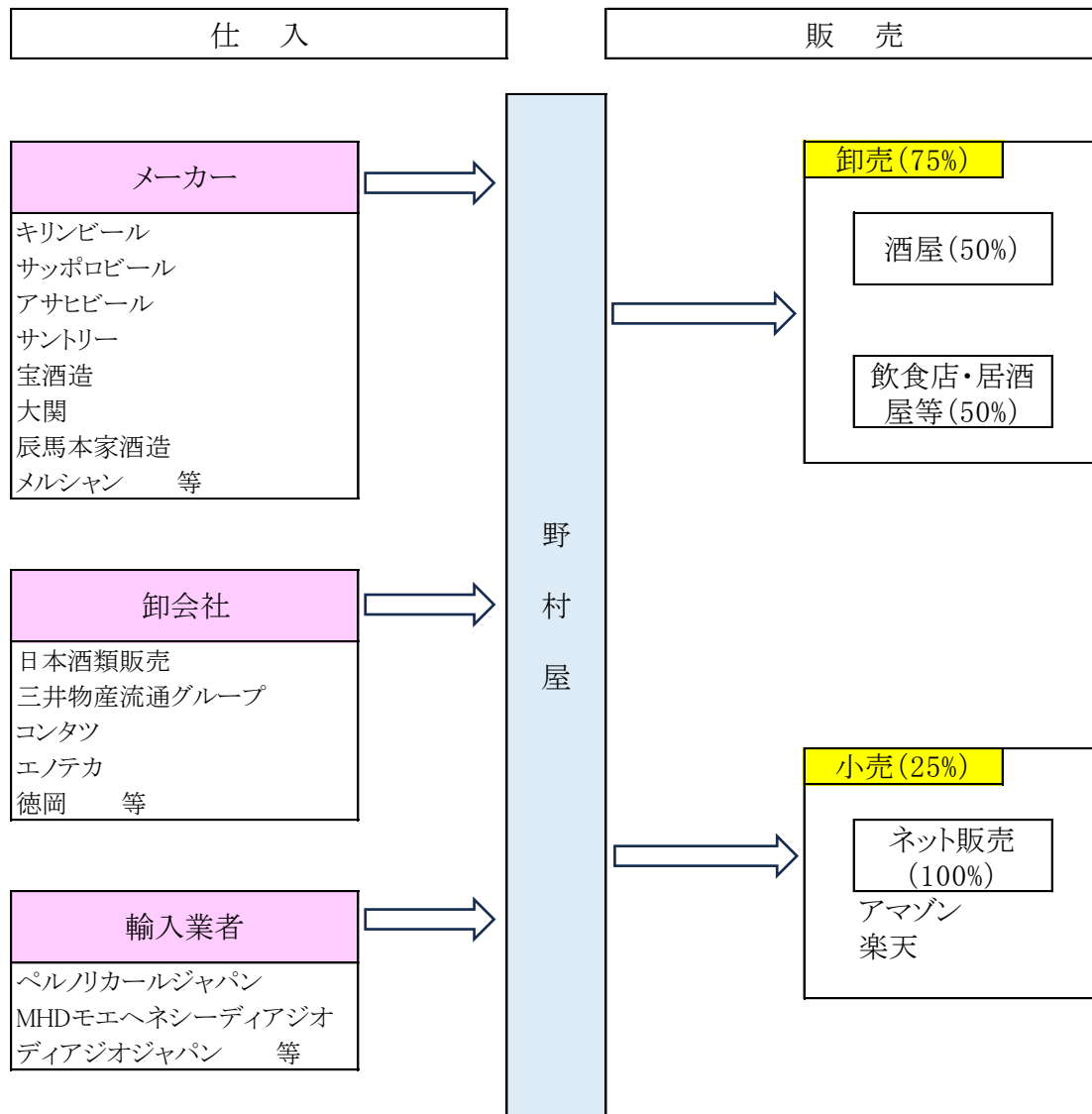
野村屋は、酒類販売を通して消費者に“豊かさ”を提供するとともに、社会に貢献していく。(P.10「経営理念・ミッション」参照)

<組織図※>



(※) 野村屋からのヒアリングをベースに商工中金経済研究所が作成

<商流図※>



(※) 野村屋からのヒアリングをベースに商工中金経済研究所が作成

【事業拠点】

拠点名	住所	機能
本社	東京都江東区平野 3 - 5 - 9  ※	(1F) 賃貸 (2F) 本社事務所 (3～5F) 社宅
配送センター	東京都江東区三好 3 - 9 - 4  ※	(1F) 倉庫、配送作業スペース (2F) 倉庫 (3～4F) 居宅

＜配送センター1Fの様子※＞



＜配送センター1Fの冷蔵庫※＞



＜配送センター2Fの様子※＞



(※) 画像は野村屋提供

【沿革】

1936 年	初代 宮川悦治氏が江東区平野 3 丁目で「野村屋」創業
1953 年	法人に改組「株式会社野村屋」
1953 年	酒類販売業免許取得
2004 年	配送センター完成
2020 年	アマゾンでのネット販売開始
2021 年	宮川公秀氏が社長就任
2024 年	楽天でのネット販売開始

＜お酒の概要＞

● お酒の種類と起源

お酒は製造方法により醸造酒・蒸留酒・混成酒の大きく 3 つに分類される。

(種類)	(製造方法)
醸造酒	原料(麦、米、ブドウなど)を発酵させてつくる。
蒸留酒	醸造酒を蒸留(※)してつくる。
混成酒	醸造酒や蒸留酒に、果実・薬草・香料等を加えてつくる。

(※) 蒸留とは、加熱・蒸発させ、その気体を冷やして再び液体に戻すこと。

醸造酒にはビール・日本酒・ワイン等があり、蒸留酒にはウイスキー・焼酎・ブランデー等がある。原料との関係から以下の通り分類される。

原料 種類	大麦	米	ブドウ
醸造酒	ビール	日本酒	ワイン
蒸留酒	ウイスキー	米焼酎	ブランデー

醸造酒の起源には諸説あるが、一説ではワインは紀元前 6,000 年頃のジョージア、ビールは紀元前 4,000 年頃のメソポタミア、がそれぞれ起源といわれている。日本酒は稲作伝来後の今から 2,000 年以上前が起源といわれており、当初はお酒としてではなく、「神様へのお供え」や「薬」として使用されていたと考えられている。また、蒸留酒の製造には蒸留技術が必要であるが、蒸留技術は香水をつくる技術として紀元前 3,500 年頃のメソポタミアで誕生したと言われており、蒸留酒は醸造酒に遅れて誕生している。

お酒は地場農産物を原料として誕生しており、その地域の文化・伝統と密接に関係している。

● お酒のメリット、デメリット

適量の飲酒は良い効果があるといわれているが、過剰飲酒には弊害もあり、メリット・デメリットとして以下の通り整理できる。

(※)	(飲酒によるメリット)	(飲酒によるデメリット)
社会的効用	・コミュニケーションの円滑化 ・生活に豊かさを提供 等	・周囲への迷惑行為 ・飲酒運転等法令違反 等
医学的効用	・食欲増進、血行促進 ・精神的ストレスの解消 等	・中性脂肪蓄積による肝臓病 ・生活習慣病 ・アルコール依存症 等

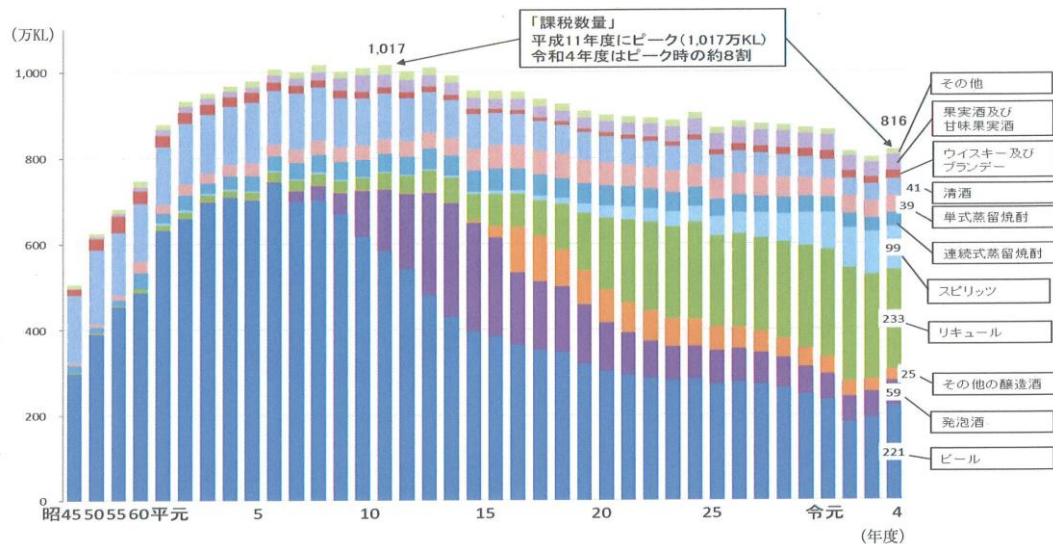
(※) ネット資料等を参考に商工中金経済研究所が作成。

厚生労働省は生活習慣病のリスクを高める飲酒量として、1 日あたりの純アルコール摂取量を男性 40g 以上、女性 20g 以上としている。個人差を考慮して、厚生労働省の示している水準を上限に、自分に合った適量飲酒に心掛けることが大切である。

2.2 業界動向

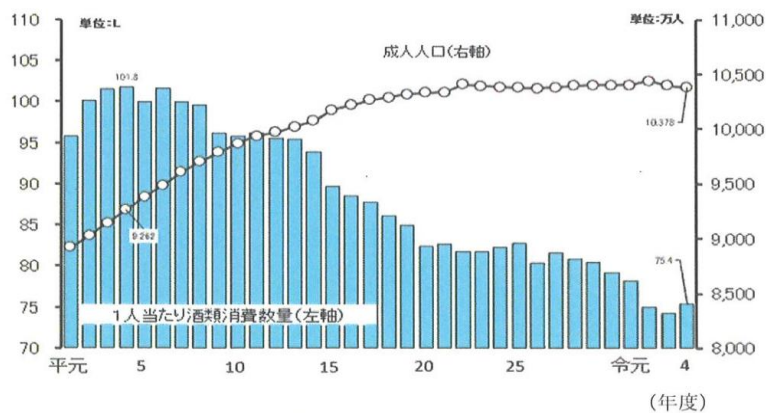
● 酒類課税数量の推移

酒類課税数量(※1)は、平成 11 年度(1999 年度)1,017 万 KL をピークに令和 4 年度(2022 年度)816 万 KL へ、23 年間で 20%減少している。これは人口動態の変化(少子高齢化、人口減少等)・ライフスタイルの変化・嗜好の多様化等により、国内市場が縮小傾向にあることが挙げられる。成人 1 人あたりの酒類消費量(※2)も平成 4 年度(1992 年度)101.8L から令和 4 年(2022 年度)75.4L へ、30 年間で 26%減少している。品目別ではビールが大きく減少しているが、これはビールからより低価格の発泡酒やチューハイなどのリキュール等に消費が移行していることが一因と考えられる。



(※1)酒類課税数量の推移。国税庁課税部「酒のしおり_令和 6 年 6 月」より引用。

昭和 60 年度以前は「その他」に「スピリッツ」が含まれている。



(※2)成人 1 人あたりの酒類消費量。国税庁課税部「酒のしおり_令和 6 年 6 月」

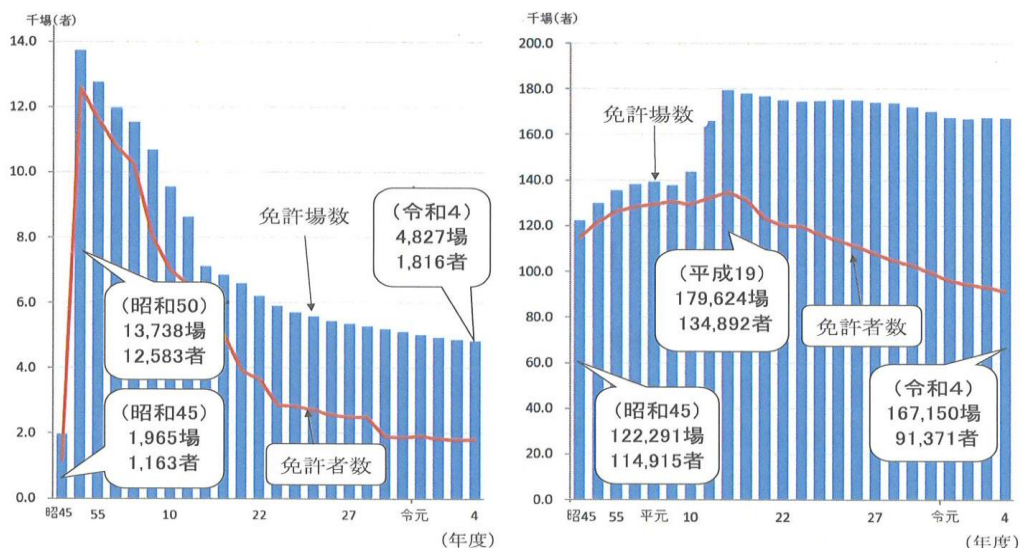
より引用。1 人あたり消費量に沖縄分は含まない。

● 酒類業者数(卸、小売)の推移

酒類の販売業を行うには販売場ごとに酒類販売業免許を取得する必要がある。酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分されており、令和4年度(2022年度)の酒類卸売業免許(全酒類)は4,827場・1,816者、酒類小売業免許(全酒類)は167,150場・91,371者となっている。卸売業免許数は昭和50年度(1975年度)以降減少傾向にあり、卸販売場・卸販売業者が大規模化していると推測できる。小売免許数は、平成10年度(1998年度)から需給調整要件が段階的に緩和された結果、平成19年度(2007年度)までは増加したが、以後ゆるやかな減少傾向にある。この需給調整要件緩和により、スーパーマーケット・コンビニエンスストア・ホームセンター・ドラッグストアの酒類小売業への進出が進んでいる。

(酒類卸売業者数等の推移※3)

(酒類小売業者数等の推移※3)



(※3)国税庁課税部「酒のしおり_令和6年6月」より引用。卸売業者数と小売業者数は販売できる酒類の範囲が全酒類のものを掲げている。

● 社会的要請に対する業界の取り組み

お酒には、致酔性(飲むと酔う性質)を有すること、慢性的な影響による臓器障害や発育途上にある20歳未満の者の心身に対して悪影響があること、酒税が課されていること等といった特性があるため、酒類を取り扱う業者には様々な観点からの社会的要請に関する取り組みが求められている。全国小売酒販組合中央会等では、こうした要請を踏まえ、良好な飲酒環境を形成するために、以下のような施策を実施している。

- ① 酒類販売管理研修の実施
- ② 20歳未満の者の飲酒防止、飲酒運転撲滅等を推進するための街頭キャンペーン
- ③ 酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約の実施
- ④ リサイクル活動の推進
- ⑤ 年齢識別装置のない屋外酒販自動販売機の撤廃

野村屋は、卸販売先へのアドバイス等を通して業界の取り組みを推進している。

2.3 経営理念、ミッション等

【経営理念・ミッション】

経営理念
創業 100 年を目指すとともに 次の 100 年につなぐことで 社会に貢献していく
ミッション
☐ お酒の伝統を伝える ☐ 新しい価値を提案する ☐ 雇用を創出する
(補足) ○ポジティブ・インパクト・ファイナンスへ取り組むにあたり、経営理念およびミッションを策定した。 ○創業者からのバトンを次の世代へ引き継ぎ、経営を持続させることで社会に貢献していくことを経営理念とする。 ○経営理念の達成に向けたミッションとして、具体的に 3 項目を掲げて取り組む。 ☐ お酒の伝統を伝える・・・お酒の成り立ち、製法、ブランド等を後世へ伝えていく ☐ 新しい価値を提案する・・・新しい商品、新しい市場の開拓に貢献していく ☐ 雇用を創出する・・・雇用の創出を通して社会に貢献していく

2.4 事業活動

野村屋は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【自然環境面】

■ 環境負荷低減への取り組み

使用エネルギーは電力が主体である。本社・配送センターの LED 化(100%達成)や、空室時の小まめな消灯に取り組んでおり、2024 年 8 月期の電気使用量は前期比 11.4%の減少となっている。使用車両はトラック 2 台、社長車・営業車各 1 台の合計 4 台である。社長車には HV を導入しており、今後車両の更新時期に合わせ EV・HV 化を推進していく。配送センター内において、フォークリフトは使用していない。

	(所有分)	(リース分)
車両台数	トラック 2 台	2 台
(うち EV・HV)	(0 台)	(1 台)

商品の配送については、卸販売(自社倉庫経由分)の約 80%を自社配送で担っており、詳細は下表の通りである。自社配送については、配送ルート適正化(当日の配送予定先から最短・最速ルートを算出し配送ルートを設定)に取り組んでおり、2024 年 8 月期の軽油使用量を前期比 8.7%の減少となっている。配送ルート適正化や排ガス適合車の導入等を行うことで、環境に配慮した取り組みを行っている。

	(仕入に係る配送)	(販売に係る配送)
商品の配送	○配送は仕入先の手配 (卸販売分) ・一旦自社倉庫を経由する場合と、販売先へ直送する場合がある。 (ネット販売分) ・一旦自社倉庫へ納品し、ラベル貼り等を行った上で、各 EC の物流センターへ配送している。	○配送は自社の手配 (卸販売分) ・自社倉庫経由分の約 80%を自社配送で行い、残り 20%を運送業者に委託している。 (ネット販売分) ・各 EC の物流センターへは運送業者に委託し、それ以降の配送は各 EC サイト運営者が手配している。

配送センター内では段ボールのほか、専用のプラスチックケースで商品を保管している。廃棄物としては段ボールと空きビンが主であり、段ボール・空きビンともにリサイクル業者へ処理を委託している。酒屋や EC 倉庫へは仕入れたままの状態(ケース単位)で配送を行っており、自社での梱包作業は発生しない。飲食店への配送については、小分け作業が発生する場合があるため自社での梱包作業が生じるが、梱包には仕入先資材を活用している。

在庫量は適正水準で順次回転しており、長期滞留しているものはない。原則として受注分しか発注しておらず、売れ残りリスクは発生しない。仕入先から期間限定での低価格提示があった場合でも、受注パターンに基づく販売先想定のもと、販売可能な量しか仕入を行っておらず、不良在庫発生を抑制している。

社内の事務面においては、現社長就任後に PC 台数の増加を図り(1 人 1 台導入)、効率化・ペーパーレス化に取り組んでいる。卸販売先は個人・零細業者が主体のため、FAX でのやり取りが残っている先があることから、更なる効率化・ペーパーレス化に向け、販売先の理解を得ながら受発注システムを導入していく考えである。

【社会面】

■ 雇用への取り組み

2025 年 2 月現在従業員数は 10 名、うち女性は 5 名で男女比率は 5:5 である。管理職はおらず、宮川社長と宮川専務が各部門を分担して担当している。外国人は 1 名雇用しており、当社からの就労証明発行により就労ビザ(営業)を取得している。定年年齢は 65 歳、定年後の再雇用に年齢制限は設けていない。したがって、健康面に問題がなく、本人が希望する限り、再雇用が可能となっている。現在、再雇用者は 2 名(78 歳、73 歳)在籍しており、バーコード貼り等体力的に負担の少ない業務を担当している。本人の希望があれば非正規から正規への転換を行っており、過去に 2 名の転換実績がある。雇用に関しては適性を重視した採用を行っている。また、現状 20 歳未満の従業員は在籍していないが、今後 20 歳未満の者を雇用する場合には、酒類販売管理者研修等を活用して酒類取扱いに係る法令等を十分理解させながら育成していく考えである。

■ 賃金アップ等への取り組み

2025 年 2 月現在の平均賃金は東京都の平均賃金(東京都「中小企業の賃金・退職金事情(令和 6 年版)」)を下回っている。これはコロナ禍において賃金カットを実施した影響が大きいが、直近 3 年間の賃上げ実施(年 5~10%)により既にカット前の賃金水準を回復している。今後とも毎期の賃上げを実施することにより、地区業界平均を上回る賃金水準を目指していく考えである。

退職金制度は中小企業退職金共済に加入している。従業員の老後の生活資金確保に向け、今後確定拠出年金制度の創設に取り組む。

■ 健康および安全性への取り組み

自社配送における配送ルート適正化効果等により、2024 年 8 月期の正社員の時間外は月平均 6 時間程度で前期比半減している(卸売業・小売業における一般労働者の月平均 11.4 時間：厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和 5 年度分結果確報」)。完全週休 2 日制を採用しており 2024 年 8 月期の年間休日は 124 日となっている。2024 年 8 月期における有給休暇取得率は 63%と平均 62.1%(厚生労働省「令和 5 年就労条件総合調査の概況」)をやや上回っている。一方で、年 10 日以上有休付与者の 5 日取得に課題があり、対象者の年 5 日有休取得率 100%に取り組む。また、在宅勤務(1 名実施中)等新たな働き方がでてきており、今後就業規則の整備に取り組む。

健康診断の受診率は 100%、直近検査での要再検査該当者はいない。労災については、過去 10 年程度発生していなかったが、2024 年 8 月期に 1 件発生している。配送作業時に腰を痛めたもので、

比較的軽微な内容である。作業時の注意喚起を徹底することで労災ゼロに取り組む。また自社配送における交通事故は10年以上発生していない。運転歴の長い従業員2名を配置して自社配送を行うとともに、毎朝の声掛け(健康状態やトラブルの有無等)によりドライバーの心身両面をチェックしている。

■ 教育への取り組み

ワインソムリエ・利き酒師等の資格取得については会社の費用負担にて取得を推奨しており、2019年11月にワインソムリエの資格を1名取得している。また、酒類小売販売場における適正な販売確保を図るため、酒類販売管理者の設置が義務づけられており、野村屋では宮川社長1名が酒類販売管理者の資格を保有している。今後酒類販売管理者の資格保有者を増やすことで、より質の高いアドバイスに取り組む。

従業員に卸販売先や飲食業界の理解を深めてもらうための取り組みとして、福利厚生を兼ねた業態視察研修を実施している。取引のある飲食店や、特色のある店として紹介を受けた飲食店を視察先に選定し、会社の費用負担にて年4回の食事会を行っている。

【社会経済面】

■ サプライチェーン強化への取り組み

個人・零細業者を主体に80先へ卸販売を行っている。飲食店等を新規出店する先に対しては、ポスター作成・メニュー提案・販促品準備・什器貸出等のサポートも行っている。個人・零細業者に対する安定供給を目的に卸販売先を増やしていく方針である。また、取引開始にあたっては営業許可証を確認するとともに、出店時には「20歳未満の飲酒防止」「飲酒運転の根絶」「適正飲酒の推進」の各ポスター掲示等のアドバイスを行っており、サプライチェーン全体としての“法令遵守”に取り組んでいる。

■ 新たな販売ルートへの取り組み

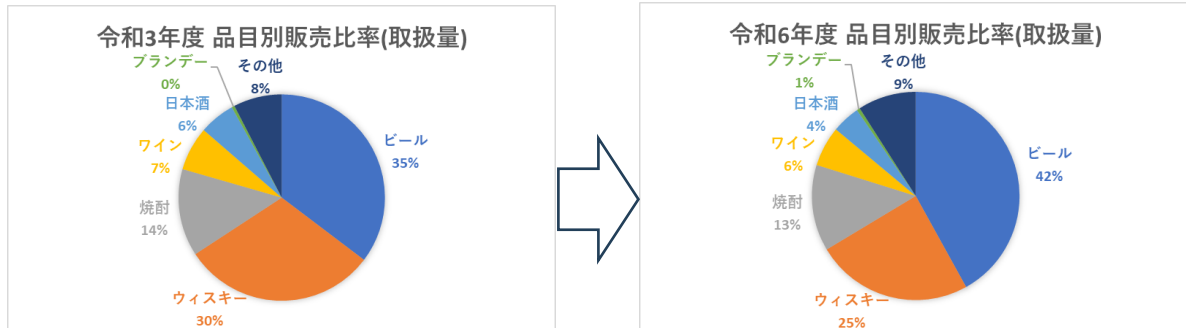
2020年5月からアマゾンでのネット販売に取り組んでいる。2024年12月からは楽天でのネット販売も開始し、ネット販売を強化している。商品内容をトレンドに合わせるほか、各プラットフォームの特性に応じた工夫や売上データの分析を行うことでネット販売の拡大に取り組み、雇用増加を図る方針である。ネット販売時の年齢確認については、各プラットフォームの取り扱いに準拠している。またネット販売は各プラットフォームがEC倉庫から発送を行っており、野村屋が個人情報等の受注先データを保有することはない。

■ 酒類規制等への取り組み

酒類の卸・小売を行っていることから、酒類規制等に対しては以下の取り組みを行っている。

(項目)	(取り組み)
○20歳未満の飲酒禁止 ○適正飲酒の推進(過剰飲酒防止) ○飲酒運転の禁止	・卸販売先に対するポスター掲示等のアドバイス ・ネット販売は各プラットフォームの取り扱いに準拠
○低アルコール飲料等の販売推進	(ウイスキー、焼酎等) ・ハイボール等の推進 (共通) ・低アルコール飲料等の推進

上記取り組みの結果として、令和３年度から令和６年度にかけて野村屋の品目別販売量は、アルコール度数の高い品目(ウイスキー、焼酎、ワイン、日本酒)からアルコール度数の低い品目(ビール、ソフトアルコール飲料を含むその他)へシフトしている。



(出典) 野村屋のデータを基に商工中金経済研究所が作成

【その他】

■ 啓発活動

宮川社長は東京小売酒販組合/深川支部の副支部長として活動している。具体的な活動として、区民祭りでの「20 歳未満の飲酒防止」等に係るポスター掲示・タスキ掛けによる PR 活動や、東京小売酒販組合主催イベント(春・夏の年 2 回上野公園で開催)での日本酒ハイボール等低アルコール飲料の PR 活動を行っている。

■ 地域貢献活動

コロナ禍の消毒液不足時において、厨房等で使用する高濃度アルコールを取引先から調達し、江東 YMCA 幼稚園への寄付を行っている。災害時における水(ペットボトル)の提供等を含め、今後とも地域への貢献活動を行っていく意向である。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛 争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食 料	エネルギー
住 居	健康と衛生	教 育
移動手段	情 報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇 用
賃 金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水 域	大 気
土 壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	● 食料品、飲料およびたばこ卸売業 ● 通信販売またはインターネットによる小売業
ポジティブ・インパクト	食料、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄
ネガティブ・インパクト	データプライバシー、健康および安全性、食料、社会的保護、零細・中小企業の繁栄、気候の安定性、水域、大気、生物種、生息地、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
雇用	➢ 新たな販売ルートへの取り組み
零細・中小企業の繁栄	➢ サプライチェーン強化への取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	➤ 健康および安全性への取り組み
気候の安定性、大気、資源強度、廃棄物	➤ 環境負荷低減への取り組み

■ポジティブ・インパクト、ネガティブ・インパクトの両方

インパクト	取組内容
（ポジティブ）教育 （ネガティブ）社会的保護	➤ 教育への取り組み
（ポジティブ）雇用 （ネガティブ）ジェンダー平等、 民族・人種平等、年齢差別、 その他の社会的弱者	➤ 雇用への取り組み
（ポジティブ）賃金 （ネガティブ）賃金、社会的保護	➤ 賃金アップ等への取り組み
（ポジティブ）零細・中小企業の 繁栄 （ネガティブ）健康および安全性、 食料	➤ 酒類規制等への取り組み

【特定しないインパクトと理由】

■ポジティブ・インパクト

特定しないインパクト	特定しない理由
食料	➤ 酒類の卸販売が主体である。

■ネガティブ・インパクト

特定しないインパクト	特定しない理由
データプライバシー	➤ ネット販売は各プラットフォームが EC 倉庫から発送しており、顧客の個人情報等は保有していない。
零細・中小企業の繁栄	➤ ネット販売の売上規模は小さく、中小企業の発展を損なう可能性はない。
水域、生物種、生息地	➤ 排ガス適合車を導入する等環境に配慮したトラックを使用しており、環境汚染を十分に抑制している。

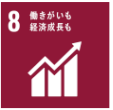
4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

野村屋は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。設定した KPI のうち、目標年度までに達成したものについては、再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	雇用											
取組内容（インパクト内容）	新たな販売ルートへの取り組み											
KPI	● 従業員数を 3 名増やす <table><tr><td></td><td>2024 年 8 月期 実績</td><td>2029 年 8 月期 目標</td></tr><tr><td>EC 売上高</td><td>270 百万円</td><td>500 百万円</td></tr><tr><td>従業員数</td><td>10 名</td><td>13 名</td></tr></table>				2024 年 8 月期 実績	2029 年 8 月期 目標	EC 売上高	270 百万円	500 百万円	従業員数	10 名	13 名
	2024 年 8 月期 実績	2029 年 8 月期 目標										
EC 売上高	270 百万円	500 百万円										
従業員数	10 名	13 名										
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 新しい販売ルートとして、アマゾンと楽天のサイトを通してネット販売に取り組んでいる。売上データの分析等を行うことでネット販売の拡大を図り、雇用増加に取り組む。											
貢献する SDGs ターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。										
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。										

特定したインパクト	零細・中小企業の繁栄								
取組内容（インパクト内容）	サプライチェーン強化への取り組み								
KPI	● 卸販売先数を 30 先増やす <table><tr><td></td><td>2024 年 8 月期 実績</td><td>2029 年 8 月期 目標</td></tr><tr><td>卸販売先数</td><td>80 先</td><td>110 先</td></tr></table>				2024 年 8 月期 実績	2029 年 8 月期 目標	卸販売先数	80 先	110 先
	2024 年 8 月期 実績	2029 年 8 月期 目標							
卸販売先数	80 先	110 先							
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 個人・零細業者への安定供給を目的として、卸販売先の増加に取り組む。また、酒類販売管理者の資格保有者を増やしながら卸販売先に質の高いアドバイスを行っていく。								

貢献する SDGs ターゲット	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上、及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
-----------------	-----	--	---

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性														
取組内容（インパクト内容）	健康および安全性への取り組み														
KPI	● 年 10 日以上の有休付与者について、年 5 日の有休取得率を毎期 100%とするとともに、有休平均取得率を 70%へ引き上げる <table><tr><td></td><td>2024 年 8 月期 実績</td><td>2029 年 8 月期 目標</td></tr><tr><td>有休平均取得率</td><td>63%</td><td>70%</td></tr></table> ● 労災件数を毎期ゼロとする <table><tr><td></td><td>2024 年 8 月期 実績</td><td>2025 年 8 月期 以降 目標</td></tr><tr><td>労災件数</td><td>1 件</td><td>0 件</td></tr></table>				2024 年 8 月期 実績	2029 年 8 月期 目標	有休平均取得率	63%	70%		2024 年 8 月期 実績	2025 年 8 月期 以降 目標	労災件数	1 件	0 件
	2024 年 8 月期 実績	2029 年 8 月期 目標													
有休平均取得率	63%	70%													
	2024 年 8 月期 実績	2025 年 8 月期 以降 目標													
労災件数	1 件	0 件													
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 年 10 日以上有休付与者について、年 5 日の有休取得に課題がある。有給休暇取得月間の設定等により対象者が確実に 5 日以上の有休を取得するとともに、有休平均取得率をアップすることで、ワークライフバランスの推進を図る。 ➢ また、作業時の注意喚起を徹底することにより労災を防ぎ、従業員の健康維持に取り組む。														
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。													
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。													

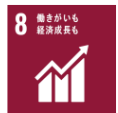
特定したインパクト	気候の安定性、大気											
取組内容（インパクト内容）	環境負荷低減への取り組み											
KPI	● 車両の EV・HV 化を推進し、トラックについては更新時期到来時に EV・HV への切り替えを行う <table><tr><td></td><td>2024 年 8 月期 実績</td><td>2029 年 8 月期 目標</td></tr><tr><td>車両台数</td><td>4 台</td><td>4 台</td></tr><tr><td>うち、EV・HV</td><td>1 台</td><td>2 台</td></tr></table>				2024 年 8 月期 実績	2029 年 8 月期 目標	車両台数	4 台	4 台	うち、EV・HV	1 台	2 台
	2024 年 8 月期 実績	2029 年 8 月期 目標										
車両台数	4 台	4 台										
うち、EV・HV	1 台	2 台										
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 会社として 4 台の車両を使用している。4 台のうち社長車 1 台は HV を導入済みであるが、今後の更新時期に合わせ車両の EV・HV 化を推進する。トラックについては融資期間中に更新時期が到来しないが、更新時期到来時に EV・HV への切り替えを行っていく。											
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 									
	11.6	2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	11 住み続けられる まちづくりを 									
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	13 気候変動に 具体的な対策を 									

特定したインパクト	資源強度、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	環境負荷低減への取り組み		
KPI	● 2029 年 8 月期までの受発注システムを導入する		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 現社長就任後 PC の 1 人 1 台導入を図り、効率化・ペーパーレス化に取り組んでいる。一方で、受注に関しては個人・零細業者が主体のため、FAX でのやり取りが残っているのが現状である。 ➤ 今後、得意先の理解を得ながら受発注システムの導入を図り、自社および得意先のペーパーレス化を推進する。		

貢献する SDGs ターゲット	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

【ポジティブ・インパクト/ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	【ポジティブ・インパクト】 教育 【ネガティブ・インパクト】 社会的保護								
取組内容（インパクト内容）	教育への取り組み								
KPI	● 酒類販売管理者の資格保有者を 2 名増やす <table><tr><td></td><td>2024 年 8 月期 実績</td><td>2029 年 8 月期 目標</td></tr><tr><td>酒類販売管理の 資格保有者</td><td>1 名</td><td>3 名</td></tr></table>				2024 年 8 月期 実績	2029 年 8 月期 目標	酒類販売管理の 資格保有者	1 名	3 名
	2024 年 8 月期 実績	2029 年 8 月期 目標							
酒類販売管理の 資格保有者	1 名	3 名							
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 酒類販売管理者の資格保有者は宮川社長 1 名である。資格保有者を増やすことで、社内のレベルアップを図る。研修費用は会社負担にて取得を推進する。								
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。							
	4.5	2030 年まで、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。							
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。							

特定したインパクト	【ポジティブ・インパクト】賃金 【ネガティブ・インパクト】賃金、社会的保護		
取組内容（インパクト内容）	賃金アップ等への取り組み		
KPI	● 融資期間中、每期 5%以上の賃上げを実施する ● 確定拠出年金制度を 2026 年 8 月期までに導入し、維持する		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ コロナ禍において賃金カットを実施した影響等により、平均賃金が地区業界平均を下回っている。業績の維持・向上に努め毎期の賃上げに取り組むことで、地区業界平均以上の賃金水準を目指す。 ➢ 中小企業退職金共済に加入し退職金制度は整備している。年金制度が未整備のため確定拠出年金制度創設することで従業員の老後の生活資金確保に取り組む。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

【特定したネガティブ・インパクトで KPI を設定しない理由】

特定したインパクト	KPI を設定しない理由
食料	➢ 酒類の卸販売が主体で、酒類規制に対する十分な取り組みを行っている。
ジェンダー平等	➢ 適正重視の雇用により平等が確保されており、従業員の男女比率は 5:5 となっている。
民族・人種平等	➢ 適正重視の雇用により平等が確保されており、外国人 1 名の採用実績がある。
年齢差別	➢ 定年年齢は 65 歳であるが、以後の再雇用に年齢上限を設けていない。健康面に問題がない限り、本人が希望すれば再雇用を行っており、十分に抑制されている。
その他の社会的弱者	➢ 希望者は非正規から正規への転換が可能となっており、これまでに 2 名の転換実績がある。

5.サステナビリティ管理体制

野村屋では、本ファイナンスに取り組むにあたり、宮川社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、宮川社長を最高責任者、宮川専務をプロジェクト・リーダーとして、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	宮川 公秀
(プロジェクト・リーダー)	専務取締役	宮川 和之

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、野村屋と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、野村屋と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。野村屋は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 吉岡 幸一

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190